

県土第03-155号
令和6年11月11日

各発注機関の長 様

県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

資本関係又は人的関係にある者の同一入札への参加制限について（通知）

このことについては、令和6年2月20日付け県土第03-210号「同一人物が代表者を務める建設業者の同一入札への参加制限について（通知）」により実施しているところですが、入札参加者間に入札の適正さが阻害されるおそれがある資本関係又は人的関係（以下「資本関係等」という。）にある複数の者の同一入札への参加について、下記のとおり取り扱いを定めましたので通知します。

なお、この通知に伴い令和6年2月20日付け県土第03-210号「同一人物が代表者を務める建設業者の同一入札への参加制限について（通知）」は令和7年3月31日をもって廃止します。

記

1 実施事項

三重県が発注する建設工事（維持業務を含む）及び建設工事に係る測量・設計等業務において、入札の適正さが阻害されるおそれがある一定の資本関係等にある複数の者の同一入札への参加は認めないこととします。

同一入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む）にあつてはその構成員）の関係が、記2に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には、記3のとおり取り扱うものとします。

2 基準

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者以上の関係

- ① 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者以上の関係

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、1）から5）に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。（ただし、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社である場合は除く。）
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であつて、1）から4）までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる関係

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他、上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係等にあると認められる場合。

3 基準に該当する者の確認に関する取り扱い

一般競争入札については、事前条件審査時及び参加資格事後審査時に、参加申請書の提出日から入札書受付締切日までの期間において、基準に該当する者が参加していないかを確認することとします。

指名競争入札については、基準に該当した者を指名しないこととします。

(1) 事前条件審査又は指名審査時の取り扱い

(ア) 業態調書（新規・変更）の提出

三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登載された者は、「業態調書（新規・変更）」を県土整備部建設業課あてに提出するものとします。

資本関係等の届出内容に変更（新規該当、非該当、届出内容の変更）が生じた場合は、事実発生後14日以内に業態調書（新規・変更）により変更内容を提出するものとします。

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により規定される金額以上の対象工事（WTO対象工事）」の入札において、三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登載されていない者が入札に参加する場合も同様の届出を行うものとします。

(イ) 資本関係等リストの提供

建設業課が受理した業態調書（新規・変更）を基に資本関係等をリスト化し、各発注機関の確認事務等に供するものとします。

資本関係等リストは、毎月20日（日曜日、土曜日、祝祭日等にあたるときは翌日とします。）までに受理した届出を速やかに整理し、翌月の1日適用（日曜日、土曜日、祝祭日等にあたるときは翌日とします。）として月末までに各発注機関に提供します。

(ウ) 基準に該当する者の確認及び取り扱い

1) 一般競争入札

事前条件審査において、資本関係等リストにより基準に該当する複数の者が入札に参加していないか確認することとします。（適用する資本関係等リストは参加申請書の締切日で判断することとします。）

基準に該当する複数の者から入札参加申請があった場合は、事前条件審査において競争参加資格要件を満たさないものとして取り扱うこととします。

2) 指名競争入札

指名審査において、資本関係等リストにより基準に該当する複数の者を指名していないか確認します。（適用する資本関係等リストは指名審査日で判断することとします。）

(2) 参加資格事後審査時の取り扱い

(ア) 業態調書（入札時提出用）の提出

届出済の「業態調書（新規・変更）」に変更がないことを確認するため、入札参加者は、「業態調書（入札時提出用）」を入札時に提出するものとします。

(イ) 基準に該当する者の確認

1) 一般競争入札

参加資格事後審査において、落札候補者から提出された「業態調書（入札時提出用）」により、入札書受付締切日時点で基準に該当する複数の者が入札に参加していないか確認することとします。

2) 指名競争入札

一般競争入札と同様に確認することとします。

(ウ) 基準に該当する者の取り扱い

基準に該当する者のした入札は無効として取り扱います。

(エ) その他

事前条件確認通知日又は指名通知日から入札書受付締切日までに新たに資本関係等となった者は、速やかに入札辞退を届けることとします。
なお、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、残る一者の入札は有効とします。

4 公告等への記載

(1) 一般競争入札

三重県一般競争入札実施要綱及び入札公告において、参加申請書の提出日から入札書受付締切日までの期間は基準に該当しないことを競争参加資格要件として明示します。

(2) 指名競争入札

三重県建設工事等指名競争入札参加者指名要綱及び入札条件において、基準に該当する者は同一入札に指名しない旨を明示します。

5 基準に該当する疑いがある場合の取り扱い

(1) 虚偽等により入札に参加した場合の取り扱い

第3者からの通報等により、基準に該当する複数の者が入札に参加した疑いが生じた場合は、該当する者から基準に該当しないことを証明する資料の提出を求めて確認を行うものとします。

確認の結果、虚偽等（故意又は過失の有無を問わず「業態調書（入札時提出用）」で提出された資本関係又は人的関係が事実と異なる場合をいう。以下同じ。）により基準に該当する複数の者が入札に参加していることが判明した場合の取り扱いは次のとおりとします。

(ア) 開札後から落札決定前

基準に該当する者のした入札は無効として取り扱います。

(イ) 落札決定後

基準に該当する者が落札者の場合は、落札決定を取り消します。

また、落札者を含めた基準に該当する者を資格（指名）停止の対象とします。

(ウ) 契約後

契約締結後（仮契約締結後も含む）に受注者が基準に該当していることが判明した場合は、契約解除を含めた対応をとることがあります。

また、落札者を含めた基準に該当する者を資格（指名）停止の対象とします。

(2) 資格（指名）停止に関する取り扱い

基準に該当する複数の者が虚偽等により入札に参加し、落札決定に至った場合は、入札における不正・不誠実な行為とみなし、落札者及びその入札に参加した基準に該当する者を、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止の対象とします。

6 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本通知を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、入札における不正・不誠実な行為の規定に抵触するものではないこととします。

7 適用

令和7年4月1日以降に、一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知を行う案件から適用します。

事務担当

県土整備部建設業課

入札制度班

TEL059-224-2723